



414
A 3039



支那日中の方々来る海底電信線は
 魯亜亞國傳信線と聯合し免許
 丁林國洋議官シ、エフ、ケー、ジ、エ、ン、高人エアシキ
 リンセン義サイン、ペートルス、ホルグ、府在留シ、市合
 シ、エルゼ、マ、ラル、ア、シ、エ、キ、バル、リ、セン、太平洋の方々細亞
 洲中、魯、西、亞、領、と、日本、國、の、横濱、長崎、又

大正十一年四月
大隈侯爵
印



那、上海福州香港、柯海底電信線
を認め、爲魯國並外國之法を具するに計
社中或は組合を建てる事、この約を○魯西、
政府も右社中、たゞ越え、太平洋、亞細亞
海岸、魯國、電信線と云ふ海底線、聯合する
理、附録あり

才一、右、云ふ、海底線、沈方、爲日本、並、支那、政
府、之、許、り、必、く、右、社、中、に、請、く、登、り、

○魯西政府、行、り、其、線、沈、方、並、陸、揚、海、を
日本、支、那、に、海、府、に、之、許、り、給、及、右、支、
右、社、中、に、右、風、旋、を、給、り、其、一、百、六、十、行、
し、る、時、に、右、魯、國、政、府、に、於、て、請、く、り、給、り、
ら、ん、○日本、支、那、に、内、前、條、載、り、揚、海、を、
海、底、線、と、通、し、る、事、に、其、支、那、に、接、接、候、り、
右、線、沈、方、に、あ、り、し、る、時、に、右、揚、海、を、外
陸、海、底、線、と、通、し、る、事、に、及、び、給、り、

才二流むふ線は佳佳中一絶ありさ
指えりコンドクトルの舞河より一〇信志通
加る時其増加後ハ右社中尚別匠
底と^線運河となく取設る

才三右社中一八魯西五國中一三白五海峽在
る此府之他信綿并佳之場と其海底線と
以今一且右社中一其研合方分要田之仕
法と改申さると得る魯西五海岸ハ海底

綿陸揚地中ハ海と前度測量之上魯西政
府と右社中との間双方議合一以て定む一其
他場も于都合同様ある時ハ可成ハツ
港ハ陸揚も方と良と

才四右社中一ハ海底線と魯西五國ハ線
研合と申さる社中の以て右造管系
方細工の底を要田と地を信志と可ハ其
西五國律と許さる諸事ハ及ハ此國ハ法

律に改め其送還管心誰人より責成し又上海派に
事に普國政府下右社中免し
職人其他送還社中勤仕諸人員魯に
三人氏より有し送還し理を有し且此免許あり
例に税張軍務に該段に免し
才五 魯五に信線と聯合し其に場を
其人員の書付と差出を任し保其人員
信省に聞し多く希しし魯に以て

通信の事と差出 且免職を以て 要用ありと
察し右社中 該處に諸人員より免職を以て

あり

亦右社中 上海線と魯五に線と聯合
此免許状布告より右五午の同傳信機
取要に要用し諸物品其他送還場を日本
人員に要用し其に送還に輸入
右等物品と務にありし到るは其に送還に
組

も魯西豆海に於て、外國船は海を航行し得ず
定りし諸税銀を納む日本海に於て海を
沈没する間も其社中、之を蒸氣船を守護し
魯西豆海に於て入費を受ず其蒸氣軍艦を護
び附屬せしむる

才が魯西豆海に於て自ら入費を以てスル
スカラウカバウ井キ迄に一線を引ルル
海を線と魯國の線、聯合して扱ふこと一線を

尚取致す。通信の場を依り受くる火の故
府に傳信線敷を増す
才、評議官キー、ジェン、南人、エリ、ウ、エ、及、ハ、サ、
パートルブル、府を以て平人、ハ、リ、ウ、ヤ、ル、ハ、免、許、を
情を以て、國籍、を、題、を、以、て、旋、り、を、以、て、証、據、
と、し、て、以、て、府、を、以、て、證、を、以、て、全、札、を、以、て、免、許、を、
會、社、に、以、て、免、許、を、以、て、免、許、を、以、て、免、許、を、
免、許、を、以、て、免、許、を、以、て、免、許、を、

十務

五、海軍部令其部以海軍又前文云云日本之港
 之與之如立之國更約立海岸一縣令其
 線通金之始也云云古陸據金之定
 九、案、裁、年、限、中、海、底、線、之、定、定、也、
 十、約、定、期、限、之、通、信、之、始、也、時、古、陸、據、金、
 魯、西、立、政、府、有、之、也、云、云、古、十、日、
 改、有、之、海、底、線、陸、揚、之、定、許、之、也、時、在、
 列、其、部、之、魯、西、立、國、之、人、之、與、之、也、

證書
 中九、此、免、許、布、告、之、日、云、云、三、十、年、之、日、魯、西、立、
 信、條、目、十、七、條、據、海、軍、部、之、部、上、海、之、
 聯、名、之、海、底、線、之、友、社、也、
 且、有、免、許、布、告、之、日、
 必、立、海、上、福、利、及、以、香、港、之、
 必、立、也、
 必、立、海、上、之、福、利、及、以、香、港、之、
 必、立、也、

此免状、廢物、
差込袋中格別

之故障、越其、
ありて、

改、
改、

之、
之、

未、
未、

差、
差、

之、
之、

新、
新、

線差破損、
其、

得、
得、

此、
此、

之、
之、

海、
海、

之、
之、

舟、
舟、

日、
日、

社中、御慮、
一、昔人自昔、
西三海、
損害或、
相魯安、
也夫若、
和十二、
通餘二十、

古、
立、
右、
河、
種、
國、
向、
亦、

臨いご極む令一

文部日本銀行場聯合の海産物

直信書ハ此信箱之開函ハ法律第百七社中

に在

第十三面信料 勘定仕上り等々 仕方信信者

と社中と別紙の約書ハ没く

勘定十三月毎々為る原一且フランシス金勘定

拂方ハサインペートルル所の時相場平均直

と勘定仕上り第十五号中の因事ハありて

第十四當今用ゆるもの約書ハ此後可

約書中ハ掲載せる諸条條ハ越有江中

通信書ハ書簡之事ハ必要なる所

政府信信線と社中信信線と聯合の信

事ハ社中ハ政府信信郵券ハ為る

たる規則ハ随

第十五号方ハ

十

神日本通信の事務其要旨の條に通信の
双方は其の古社中一の海底線は魯西の
其の通信の事務魯西政府の書翰の返る
通信より前と違ふ
戦争の節に雖も平人の書翰も戦争事件
又政府の利害并國務の携りたる通信の本
となくをす

第十六の免許状の時間三十とあり

右期年中一魯西政府の太平洋魯西の
三細五海岸の事魯西の通信線と日本支那
事の通信線の聯合の條に於て他
の事の古社中一の事と通信の魯西
中一日本支那の事と通信の魯西
線の外に於て他線の事と通信の魯西
魯西の海岸の聯合の古社中一海底線
の始終の事あり

第十七 魯西之政府之在天津アリクテ北京
通 天津 通信線建設營業 時之外組
除 友社中 其海底線と電線と聯合
同 規定許 年限中 通信事業
友社中 二年 間 免許地受用
魯西政府と電線と友社 日本 港と聯合
せん 爲 他 仕方 取 事 後 手
友 邦 國 地 陸 信 線 造 業 許 友 邦

政府より取建ても魯西政府と建設も魯
西政府と其友邦陸地通信線と友社中乃
海底線と聯合せん上 友社中 の 電線と魯西
電線と聯合の線より日本友邦より通信を
其陸地通信より陸地 友邦 友邦
陸地通信線と社中 海底線と聯合せん其
陸地通信線と電線と友社中 日本友邦
間と電線と 友邦 友邦 友邦 友邦

此後従ふ音信達一方は魯西亜政府の約定
履行とあり
未だ約定の三十年より上は魯西亜政府
免許振出に依りて若し免許振出を
社中より取り引せざる時は政府より相首と思ふ
他人より却り日本より取らざる海底線は魯西亜
通信線と其線を聯合通信線とする免許は
其より履行するに非ざるは社中の海底線の

通信線留むるに亦魯西亜通信線との聯合を
主張するに非ざるは社中の線は魯西亜線の
通線達一方の中心に政府と社中との間を
穩便に取極むるに非ざるは魯西亜領内
取扱者諸造堂は社中より其節節を
所め人の上属を
第十九組合並に社中の法は魯西亜國法に依り
設くる事は得ざるに非ざるは政府の承諾に依り

為ノ其法別或必ク出キル也亦他國の法改設
も亦不可然れも吾社中ニ後ハ刑法並今
引請の事ニ付テハ政府ニ對シテ事ニ付テハ
唐人ニ對シテ事ニ付テハ魯西亞國法ニ
古是許年限中ハ魯西亞國ノ古社中ノ代人
張等出シ並也

為二十魯西亞國ニ在ル吾社中
其ノ自の言ニ起
キル後ハ爭論ハ魯西亞國の法律ニ依リ裁判

其ノ

為二十一此免許状の關係は通商手続箇條中の
意味に起スル爭論ハ吾社中ニハ結局ニユーストル
の集評の媒妙に任ス

為二十二魯西亞政府の時局は後述の上ハ吾社中
ハ此免許状他の制度讓渡は事ハ勝手たる
也ハ但右免許状中ニハ免許スル處を并ニ約定スル
事ハ之の法ニ依リテ其の實を以テスル

内閣事務執改

千マレエフ

評議官チージュン年

エリワセンヨイ

市

ハンスジュスセン

庚午六月廿九日於外務省
於外務省士官イ、シ
ユリアニシツク同士海軍士官イ、シ
ユリアニシツク同士海軍士官イ、シ
ユリアニシツク同士海軍士官イ、シ
大意

叙私方信機、事、世界一般、通信、

事、便利、事、事、事、事、事、事、

上規則、事、事、事、事、事、事、

十

高子... 日本... 我國... 械械着

免許... 我國... 械械着

西澤國... 免許... 械械着

前... 免許... 械械着

此時... 械械着

概しては、
 我々社会三年海
 軍...
 着るべき方...
 信用...
 軍艦...
 高瑞...
 在りて...
 退る...

甲...
 乙...

日本と日...
 其...
 容易...
 予...
 上海...
 英國...

有人候了... 諸物... 可... 候

一覽... 候

是... 香港... 後... 候

文

急... 然... 何... 候

口... 候

一... 候

中... 候

以... 別... 候

出... 候

控... 候

ハ海底線之事一々今上ニ其心出シテ
此等海底線を評議有ルル所可極ニ双方
水令以テ一處ニ

英國一里ニ何種ノ價ヲ如何ニ國一里數ニ
其等ノ價ヲ英國ニ其里ニ凡日本一里數
召カシメ

シエーソンノ福
是乃十リノ所私香港上海ニ其等
海底ノ特權補ルル迄私ニ禮方在補

早リ長崎ニ着岸申シ日本ニ免許
其後亦其後亦其後亦

未ニ其等ノ事ニ併日本ハ前子方ニ其等
故他國ニ如ク連シテ其等

此線防備等ニ其等其等其等
線方ニ着岸申シ其等其等

其等其等其等其等其等其等
魯士國士トシテ其等其等其等

この日英の通商手続
致意

日本政府及丁株仕切の儀

丁株國デットストレ
イニテスクシナ
オウヤハン

エキステンシユン
テレガニフ
セルスカト

會社ニ依る様を
日本地方に陸揚

するを
許さるるは
然るも
約定

一丁株國
ニテスクシナ
オウヤハン
ヤハン

アキスランシエニシレガラフセルスカト 會社、海中
傳念權を大日本、國權擴張の爲、支那港、
龍西陸に拓き、且、海軍、の爲、を、これ、を
九州、の、南方、に、環、し、西港を、西、に、
紐、を、以、て、結、し、日、本、
政府、が、會社、の、允、准、を、得、り、

●長崎、横濱、の、右、傳念權、を、以、て、且、
尚、を、以、て、又、一、種、場、を、以、て、た、た、會社、を、

要、用、の、地、を、信、託、し、允、准、港、に、日、本、
府、を、以、て、以、て、其、地、を、以、て、以、て、
よ、海、軍、の、切、手、を、以、て、其、地、を、以、て、
且、其、地、を、以、て、以、て、以、て、以、て、
最、も、短、少、を、以、て、

●傳、念、權、の、廢、物、を、以、て、以、て、以、て、
其、の、港、を、以、て、以、て、以、て、以、て、

一 日本人民が他国に利益を齎すことを適用
 する人物ありては他国に利益を齎すことを
 許すも其の之を先づ日本社の官費
 と物しき取扱と後一般の利益とを
 して他人と利益を齎すべし
 一 日本政府は他国に利益を齎す他の他国
 とも先づ利益を齎すべし
 一 日本政府は他国に利益を齎すその利益を齎す

一 日本人民が他国に利益を齎すことを適用
 する人物ありては他国に利益を齎すことを
 許すも其の之を先づ日本社の官費
 と物しき取扱と後一般の利益とを
 して他人と利益を齎すべし
 一 日本政府は他国に利益を齎す他の他国
 とも先づ利益を齎すべし
 一 日本政府は他国に利益を齎すその利益を齎す

社も右利多敷口松と和名と名

評書一

一右原又日年徳二道御領西^年通と徳

山一

年号月

日西官負印

丁持官負印